『東アジア共同体憲章案』と地域主義

-ASEAN 域内経済協力の視点から-

清 水 一 史

概 要

本論は、第1に、『東アジア共同体憲章案』を、その「東アジア共同体憲章案」を中心に、批評あるいは評価する。「東アジア共同体憲章案」が、東アジア大の目標と規範を提示することが出来たことを論じる。そして東アジア共同体案として日本発の重要な貢献であると評価する。経済分野に関しては、「東アジア共同体憲章案」は、東アジアでの最重要な目標である経済発展に関連する経済目標を重視し的確に提示したこと、更にそれに関連する規範を提示したことを評価する。第2に、「東アジア共同体憲章案」を巡る現在の論点を提示する。これまでの論点の確認とともに、東アジアにおける新たな状況の変化を踏まえて「東アジア共同体憲章案」を巡る現在の論点を議論する。最後に、これまでのCREPにおける研究と『東アジア共同体憲章案』を踏まえて、今後の地域主義研究の方法や方向について述べる。

キーワード

東アジア共同体、憲章、ASEAN、ASEAN 経済共同体、世界経済

Ⅰ. はじめに一本論の課題一

2005 年から 4 年間の東京大学社会科学研究所の全所的プロジェクトであった比較地域主義プロジェクト (CREP) は,多くの成果を生んだ.その主要な一つは,中村民雄・須網隆夫・臼井陽一郎・佐藤義明の 4 氏による著作『東アジア共同体憲章案:実現可能な未来を開くための議論のために』(昭和堂,2008年)(以下,『東アジア共同体憲章案』)であった.本論の課題は,第1に,この『東アジア共同体憲章案』を,その「東アジア共同体憲章案」を中心に批評あるいは評価することである.第2に,評価の次に,「東アジア共同体憲章案」を巡る現在の論点を提示することである.本憲章案を巡る論点については,いくつか

はこれまでの CREP の研究会でも議論してきた。これまでの論点を確認するとともに,更に東アジアにおける新たな状況の変化を踏まえて,「東アジア共同体憲章案」を巡る現在の論点を提示する。『東アジア共同体憲章案』が刊行されてから,東アジアを巡る政治・経済状況で大きな変化が見られるからである。最後に,これまでの CREP における研究と『東アジア共同体憲章案』を踏まえて,今後の地域主義研究の方法や方向についても述べたい。

筆者は、これまで ASEAN の域内経済協力、東アジアの地域経済協力を世界経済の構造変化とともに研究してきた。「東アジア共同体憲章案」を策定した CREP の研究メンバーでもあり、CREP の中のグループでは経済グループに所属している。 CREP のもう一つの主力の成果である Nakamura、T. (ed.) (2009)、 East Asian Regionalism from a Legal Perspective (Routledge) においても、第 1 章("East Asian Regional Economic Cooperation and FTA")を担当している。 ただし、CREP のメンバーにおいて法律のグループは、CREP の全体の会合だけではなく独自に「東アジア共同体憲章案」の研究会を持ち、その検討と策定に注力してきた。 そこで、CREP のメンバーではあるが、経済の視点から、更には ASEAN 域内経済協力の視点から、『東アジア共同体憲章案』を評価し、論点を提示していくこととしたい。

以下, Ⅱでは,「東アジア共同体憲章案」の位置づけを確認した上で,全体的な評価を行う. Ⅲでは,「東アジア共同体憲章案」の経済分野における内容の検討と評価を行う. Ⅳでは,「東アジア憲章案」を巡る論点の提示を行い,最後に,今後の地域主義研究に向けてのいくつかの要点を筆者自身の課題から述べる.

Ⅱ.「東アジア共同体憲章案」の位置づけと全体的な評価

1.「東アジア共同体憲章案」の位置づけとねらい

「東アジア共同体憲章案」の評価に入る前に、先ず、本憲章案の位置づけとねらいを確認しておきたい。『東アジア共同体憲章案』の冒頭の部分が参考になる。

「東アジア共同体憲章案」の「位置づけ」として、1ページに「東アジア共同体を樹立するための法文書」 11 であると述べられている。「ねらい」については、2ページで「ASEANプラス 3 の実績を活かして更に進める1²ことであると述べている。更に、12ページで

¹⁾ 中村·須網·臼井·佐藤 (2008), p.1.

²⁾ 同上, p.2.

「ASEAN の一体性を保持して政治的影響力を維持した上での東アジア共同体構築にこそ、利がある」³⁰と述べている。すなわち、「ASEAN に配慮しながら、ASEAN プラス 3 の実績を活かして更に進める」ことが、「東アジア共同体憲章案」の「ねらい」と言える。

2.「東アジア共同体憲章案」の全体的な内容と評価

「東アジア共同体憲章案」の内容と全体的な評価に入っていくことにしたい. 経済的な 視点からの評価は次節で行う.

第1に、「東アジア共同体憲章案」は、東アジア共同体構築のための制度を法によって表現する重要な試みであると言える。「はしがき」に述べられているように、「東アジア共同体」論に関しては、「経済や政治の視点からの構想にとどまり、制度を法的に表現する試みはほとんどなかった」。東アジア共同体論に関しては、経済の視点からの構想が中心であり、経済や政治の視点からの構想はあったが、法的な視点からの構想あるいは制度を法的に表現する試みは、見受けられなかった。その意味で、「東アジア共同体憲章案」は、東アジアにおける制度を法的に表現する重要な試みである。

第2に、「東アジア共同体憲章案」は、共同体の目的や原則などを法的に表現し共有し、その延長に紛争を予防するものとして重要である。以上の点について、「はしがき」で「共同体の目的や原則や組織や決定手続など、制度を法的に表現して共有することが有益であり、後の紛争を予防する上でも不可欠であろう」。と述べられている。以上のような意識の下に、本憲章案は作成されている。

第3に、「東アジア共同体憲章案」は、東アジアにおいて政治的・経済的にも実現可能な「共同体」を提案している。すなわち、①ASEANに配慮しながら実現可能な「共同体」を提案している。また、②政治的には漸進的な立場をとりつつ未来への道筋を示している。東アジアの地域協力において主導的な役割を担い、東アジアで初めて「憲章」(「ASEAN 憲章」)を署名・発効した ASEAN に配慮することは、実現可能な「共同体」構築にとって重要な点と考える。

第4に、「裁判規範」としての側面よりも、「行為規範」としての法の側面を活用している。 すなわち、事実の後追いとしての法ではなく、制度構築的な法の役割を重視し、よりポジティブな役割を担う法の可能性を示している。この点は『東アジア共同体憲章案』の

³⁾ 同上, p.12.

⁴⁾ 同上, p.i.

⁵⁾ 同上, p.i.

⁶⁾ 同上, p.12.

72-73ページの「行為規範としての法の建設的役割」の部分で、「東アジアの外交流儀の実質を活かすならば、主として行為規範としての法の側面に注目し」とされ、また「法制度化の意義は、法の行為規範としての可能性を活かせるところにもある」でと述べられている。

第5に、「東アジア共同体憲章案」は、1990年代以降の地域主義の共通点を包含し、時代の必要性を的確に反映している。すなわち①世界地域秩序と相互補完的な地域主義を反映している。それは、グローバル化勢力に対する統治能力の強化を考えている点である。②非国家主体も参加する地域主義である。この点は本憲章案の重要な特徴であり、中村も強調している。③経済社会の分野横断的な政策形成を可能にする地域主義である。経済分野とそれ以外の問題が複合した問題に対処している。現在では、経済分野とそれ以外の問題の複合的な問題が非常に重要となってきている。それに対処できる案として作成されているということである。

第6に、東アジア地域主義に固有の特徴と課題を包含している⁹. たとえば、①ASEAN の実績と調和する地域主義である。ASEAN 共同体形成プロジェクトと調和的で相互補完的な東アジア共同体の設計を目指している。この点も先ほど述べた ASEAN への配慮に関係する。②林立する地域国際枠組相互を連携できるように、設計されている。東アジアでは多くの協力枠組が多層的・重層的に存在しており、それが東アジア地域主義の特徴である。それらの多くの多層的な地域協力枠組と連携し調和できるような憲章案を考えている。

以上をまとめてこの「東アジア共同体憲章案」を考えると、本憲章案は東アジア大の目標と規範を的確に提示することが出来たと言えよう。本憲章案は、東アジア大の地域協力・東アジア共同体形成への支援ともなるであろう。

以上とともに、これは「東アジア共同体憲章案」が策定され発信されたこと自体の評価と関係することであるが、以下の点も評価できるであろう。第1に、これまでの東アジア共同体論の詳細な検討の上に考案されている。これまでの東アジア共同体論に関しては、『東アジア共同体憲章案』の第1章で詳細に検討されている。

第2に、法律・政治・経済などの領域を越えた研究交流の成果であった。筆者も以前、 北海道大学の時代に、経済と政治の研究者と共同でヨーロッパ統合を研究したことがある¹⁰、領域を越えた研究交流が、地域主義の研究には重要であると考える。今回の案も、

⁷⁾ 同上, pp.72-73.

⁸⁾ 同上, pp.73-78, 参照.

⁹⁾ 同上, pp.79-86, 参照.

¹⁰⁾ 佐々木隆生,中村研一の両先生,安藤研一氏,遠藤乾氏,並びに佐々木ゼミと中村ゼミの大学院生と共同

そのような領域を越えた研究の成果である.

第3に、多数の各国研究者の意見を取り入れた成果である。本憲章案は、毎月の定例セミナーとともに、2005年のCREP国際ワークショップ、2006年のCREP国際会議、2007年のCREP国際シンポジウム、その他の会議や東アジア各国における多くのヒアリングを生かした成果である。

最後にまとめるならば、東アジア共同体案として日本発の重要な貢献である、特に法律 分野での重要な貢献であると評価できるであろう。

Ⅲ.「東アジア共同体憲章案」の経済分野における内容と評価

1. 経済分野における内容と評価

「東アジア共同体憲章案」の経済分野における内容の検討と評価に入りたい.本憲章案は、経済分野の重視が特徴でもある.この点は『東アジア共同体憲章案』の第2章の104ページで、「構成国による経済協力は、共同体政策の中心に位置づけられなければならない.各構成国が、東アジア共同体への参加に、経済的繁栄の実現を期待することは疑いのないところであるからである」¹¹⁰と、第1に「経済協力は共同体政策の中心」であり、第2に「各構成国が、東アジア共同体への参加に経済的繁栄の実現を期待する」と述べている.東アジア各国にとっては、経済発展・経済成長が多くの課題の中でも最も重要な目標であり、東アジアの地域協力・地域主義においても、地域の経済発展・経済成長が最重要な目標である.この点を織り込んだ憲章案となっている.

経済分野に関して、経済協力の中核規定は、「東アジア共同体憲章案」の「第 12 条」である。同時にその延長規定の「経済連携枠組合意に関する議定書案」¹²⁾が「東アジア共同体憲章案」の経済分野を補完している。また「第 13 条」は「通貨・金融協力」、「第 14 条」は「エネルギー協力」、「第 15 条」は「汎東アジア・ネットワーク」を規定している。以下、本憲章案の経済協力の内容を見ていくことにする。

「東アジア共同体憲章案」の「第 12 条」は「市場構築」であり,域内における「一層緊

で研究会とゼミを行い,ヨーロッパ統合の研究を深めた.それは 1994 年の佐々木・中村編(1994)『ヨーロッパ統合の脱神話化』(ミネルヴァ書房)として公刊された.筆者も第5章「統合理論の脱構築」を執筆している

¹¹⁾ 中村・須網・臼井・佐藤 (2008), p.104, 参照.

¹²⁾ 同上, pp.219-223.

密な市場の構築」を規定している¹³⁾.「第 12 条」と「経済連携枠組み合意に関する議定書案」によると,第 1 に自由貿易協定(FTA)網を単一の多国間 FTA に改変すること,第 2 に物・サービスの貿易の自由化,第 3 に投資の自由化・投資家の保護,第 4 に経済活動に従事する自然人の移動促進が述べられている.

これらの経済協力の目標は、経済統合の段階を考えるならば、FTA プラスの実現と言える。すなわち東アジアにおける自由貿易地域(FTA)と関税同盟(CU)の中間、あるいは FTA と共同市場(CM)の中間を目標としている。これは ASEAN の ASEAN 経済共同体(AEC)と同様の目標を想定していると言える。 ASEAN では、シンガポールが自由貿易地域であり、他の諸国と同一の関税を設定する CU の実現は障害が生じる可能性が高い。また ASEAN においては、加盟国間の発展の段階が大きく異なり、それゆえ比較優位産業が異なり、関税を高く設定したい産業も異なる。そうなると、一律の関税を施行する CU の実現は難しく、現時点では非現実的目標と言える。「東アジア共同体憲章案」においても ASEAN と同様の目標を想定し、現実的な目標を設定したと言える。

他には、知的財産権保護の強化、政府調達市場の開放、労働基準の改善、経済関連法制の調和、通貨・金融協力、エネルギー協力、輸送・通信などのネットワーク構築なども規定されている。

以上の点から見ると、「東アジア共同体憲章案」は、東アジアでの最重要な目標である 経済発展に関連する経済目標を重視し、的確に提示している、更にそれに関連する規範を 提示している。これらの点、大いに評価できると考える。これらにより「東アジア共同体 憲章案」は、東アジア大での地域経済協力・共同体形成へ向けての支援ともなるであろう。

2. 経済分野に関するその他の評価とコメント

次に、経済分野における筆者の関心から、いくつかの評価とコメントを述べておきたい。第1に、「東アジア共同体憲章案」が、格差是正のための協力(「第11条」:開発格差縮小・貧困の緩和)も包含していることである。格差是正のための協力は、東アジアにおいてきわめて重要と考える。ASEAN も格差是正のための協力をきわめて重要と認識してきている。2000年に合意された ASEAN 統合イニシアチブ(IAI)により進められ、また2004年のビエンチャン行動計画(VAP)においても強調された。AEC においても重要と認識

^{13) 「1.}共同体は、物・サービスに関する一層緊密な市場の漸進的構築を追及するために、構成国間協力を拡大する適切な措置を採らなければならない」、「2.構成国は、越境的投資および物・サービスの貿易に関連する資本移動に対する、構成国間の制約を漸進的に低下させなければならない」(同上、pp.171-173)と規定している。

され、AEC の具体的目標を定めた「AEC ブループリント」でも主要な目標とされている. ASEAN だけではなく東アジア全体で格差是正に取り組むことは、東アジアの重要な課題である。ところで、この ASEAN での格差是正のための資金は、ASEAN 域内だけではなく日本や中国の援助に多くを依っている。その意味でも、東アジア大で格差是正のための協力を進めることは妥当なことである。本協力は、ASEAN にとっても東アジア全体にとっても有意義であろう。この点が包含されている点、評価すべきところと考える。

第2に、「東アジア共同体憲章案」が労働保護規定を包含していることも評価できると考える。労働保護規定は、「東アジア共同体憲章案、第12条」、「経済連携枠組合意に関する議定書案、第9条」で述べられている¹⁴。地域経済協力は、一方では企業の活動・資本の活動を支援する面がある。これは ASEAN の域内経済協力の多くの政策においても見られる。しかしながら、他方での労働者の立場が省みられる場合は少ないと言える。地域協力による労働の面の整備は、ASEAN に見るように遅れている。現在の金融危機は、更に労働側の立場を弱める可能性がある。その意味で東アジア大での労働基準・労働保護規定の策定は意義が大きいであろう。もう少し踏み込んでも良かったようにも思うが、先ずは労働保護規定が入っていることが重要と考える。

第3に、東アジアにおいて制度の収斂・統一化が重要であり、その点を包含している点も評価したい。この点は「経済連携枠組合意に関する議定書案」の「第10条」が関係する部分であるが 15 、更に踏み込んで規定して良かったとも考える。現在、東アジアにおいてFTAを中心に多くの制度とルールが林立しており、その収斂や統一化が重要となっている。その際に ASEAN がルール化を先導し、ASEAN のルールが東アジアへ拡大している面がある 16 。たとえば、FTA の原産地規則(ROO)において、AFTA のルールがASEAN 中国自由貿易地域(ACFTA)に拡大し、またエンジニアリング・サービスや看護サービス等の相互認証、電気・電子機器等の基準認証統一、共通関税コードの導入や通関の地域としてのシングルウィンドウ化等が ASEAN からはじめられている。東アジアの中での制度やルールの収斂・統一化は、東アジアの経済活動を支援する重要な要素であり、それを東アジアの地域協力が含むことも肝要であるう。「東アジア共同体憲章案」においても、より取り扱うべき分野と考える。

^{14) 「}第12条」は、「3.共同体は、構成国における消費者保護・労働安全・労働条件の水準を改善するために、構成国間協力を促進する適切な措置をとらねばならない」(同上、p.171)と規定する.

^{15) 「}経済連携枠組合意に関する議定書案」の「第10条」は、「構成国は、共同体内の経済連携を強化するために、経済活動に直接的影響する構成国法・規則および国際協定を調和させなければならない」(同上、p.223)と規定する.

¹⁶⁾ Shimizu (2009), 参照,

Ⅳ.「東アジア共同体憲章案」を巡る論点

次に、現在我々は「東アジア共同体憲章案」を巡って何を議論すべきか、本憲章案を巡る論点を述べる。以下の論点のいくつかは、本憲章案作成のための CREP の研究会でも議論してきた。しかし、それとともに、本憲章案が出されてから、東アジアを巡る状況に大きな変化が見られる。それを踏まえて「東アジア共同体憲章案」を巡る論点を議論したい。

1.「東アジア共同体憲章案」と「ASEAN 憲章」の関係

第1に、「東アジア共同体憲章案」の「ASEAN 憲章」との関係での位置付けである. この点はこれまでの研究会でも数回議論してきたことでもあり、議論の多くは盛り込まれているが、確認の意味でも述べておきたい。「東アジア共同体憲章案」の多くは「ASEAN 憲章」を基にしているが、いくつかは「ASEAN 憲章」と異なる。異なる部分が、「東アジア共同体憲章案」の特徴でオリジナルなところである。たとえば市民寄りであること、人権などの規範の部分を重視していることであろう。また組織の部分も、いくつか異なる。2008年12月に実際に発効した「ASEAN 憲章」の与える方向と、「東アジア共同体憲章案」の与える方向を明確にすることが必要であろう。現実的な憲章案として「東アジア共同体憲章案」を作成する際には、東アジア地域協力で唯一の憲章であり、2008年12月に発効された「ASEAN 憲章」に一定程度沿うことは、不可欠と考える。現実性を重視して「ASEAN 憲章」に沿うことと、新たなオリジナルな規範を示す「東アジア共同体憲章案」を策定することのバランスの問題であろう。筆者は「東アジア共同体憲章案」はその点でバランス良く作成されていると考えているが、この点は論点となろう。

2. 経済分野の目標の妥当性

第2に、経済分野の目標の妥当性についてである。経済分野に関しては、それらの経済目標が現実性から言って妥当であるかが論点となろう。たとえば、市場統合の目標の妥当性、あるいはⅢ節で述べた労働保護規定の妥当性、制度や経済ルールの収斂や統一などの目標の妥当性があげられよう。そして、通貨・金融協力の目標については、『東アジア共同体憲章案』も述べるとおり、どこまでを目標とするかについては意見が分かれ¹⁷、論点

¹⁷⁾ 中村・須網・臼井・佐藤 (2008), pp.108-109.

となるところであろう。筆者は、通貨危機へのセーフティーネットとなるチェンマイ・イニシアチブ(CMI)のような協力の構築と展開はきわめて妥当であると考えるが、通貨面で単一通貨を最終目標にする目標設定や通貨協力に関連する形でのマクロ政策協調は、現在の東アジアには未だ現実的ではないと考えている。尚、通貨・金融協力の点に関しては、現在の世界金融の経過とそれに対する対処にも、関係してくるであろう。

3. ASEAN 協力・統合の進展の影響

第3に、ASEAN協力・統合の進展は、どのように東アジア地域協力の形成や今後の 「東アジア共同体憲章案」の形成に影響するか,である.以下の論点は,「東アジア共同体 | 憲章案 | が出されて後の、東アジアを巡る状況の変化を踏まえての論点である。東アジア 地域協力の核である ASEAN は、更に協力を進めてきている。 ASEAN の協力・統合へ 向けての動きは、東アジア共同体の形成にも大きく影響する。たとえば 2008 年 12 月の特 別外相会議においては、「ASEAN 憲章」が発効した。「腎人会議報告」(EPG 報告) やハ イレベル・タスクフォース(HLTF)の検討の延長に、2007 年 11 月に「ASEAN 憲章 | がミャンマーも含め全 10 カ国で署名され,その後ミャンマー問題を抱えながらも全 10 カ 国で批准された、更にタイの政治不安のため首脳会議が延期されたにもかかわらず、2008 年12月にジャカルタでの特別外相会議にて遂に発効された。また ASEAN では, 2015年 の ASEAN 共同体(AC)の確立へ向けて協力・統合が徐々に進展している。ACは、政 治・安全保障共同体 (APSC), 経済共同体 (AEC), 社会・文化共同体 (ASCC) の 3 つの 共同体で構成される構想である.AC の中心である AEC 確立へ向けての展開も着実であ る. 2007年11月には、AECの実施計画である「AECブループリント」を発し、その後 「AEC スコアカード」によって各国の実施状況の監視も行われている.2009 年 3 月 1 日 には,他の二つのブループリントも発出され,2 月 27 日には AEC 評議会設立会議も開催 された¹⁸⁾.

ただし他方、ASEAN 統合の遠心力が拡大している。タイをはじめとする各国の政治的不安定、ミャンマー問題、ASEAN 統合へ向けてのリーダーの不在、タイやシンガポールに見られるような各国の ASEAN 域外との協力の一層の推進等である。これらの遠心力をどう解決して協力・統合へ向けて進展していくことが出来るかが、ASEAN の課題となっている。以上のような ASEAN 協力・統合の進展が、東アジア共同体の形成や本憲章案にどう影響するかが、論点である。

¹⁸⁾ ASEAN と AEC に関して詳細は、石川・清水・助川編 (2009) を参照されたい.

4.「東アジア共同体」の形成と「東アジア共同体憲章案」

第4は、「東アジア共同体憲章案」の前提となる「東アジア共同体」の形成が進むのか、である。「東アジア共同体憲章案」は、「東アジア共同体を樹立するための法文書」と位置づけられている。果たして、東アジア共同体の形成は進むのだろうか。2009年後半には日本の鳩山首相も「東アジア共同体」を提案し、日中韓首脳会議、ASEAN+3首脳会議、東アジア首脳会議でも議論された。しかしその内容は曖昧なままである。また、「東アジア共同体」の形成においていくつかの遠心力が発生してきている。たとえば東アジアを越える協力の推進である。環太平洋戦略的経済連携協定や、シンガポールやタイの東アジア域外とのFTAや地域経済協力の推進と制度化は、「東アジア共同体」形成の遠心力となろう。また APEC の影響力が復活すれば、これも遠心力となろう。

「東アジア共同体」の形成に関しては、メンバーシップの拡散問題もあげられる.「東アジア共同体」においては、ASEAN プラス3あるいは ASEAN プラス6で議論されてきたが、依然メンバーシップが拡大する可能性を孕んでいる.「東アジア共同体」は、「東アジアとは何か?」、「共同体とは何か?」の問いを常に内包するのである.

また「東アジア共同体」の形成における意志の有無の問題である。「東アジア共同体憲章案」では、「共同体の形成には意志が重要である」と述べられる。しかし、「東アジア共同体」形成への意志の有無は?そしてそれは、どれほど強固なものであろうか?「東アジア共同体」形成の必要性と意志の問題であり、「東アジア共同体」と「東アジア共同体憲章案」の根本に関わる。

5. 世界金融危機の影響

第5に、現在の世界金融危機が、東アジア協力や憲章にどのように影響するかである。『東アジア共同体憲章案』が刊行されてから、世界経済には大きな変化があった。言うまでもなく世界金融危機の発生である。現在、世界各国で世界金融危機への対処が喫緊の課題となっている。東アジアあるいは「東アジア共同体憲章案」で扱うべき課題は何か。たとえば、世界金融危機への対処としての通貨金融面を含めた協力の展開が一層必要となろう。CMIのようなセーフティーネットの拡大や、投機と資本移動の適切な管理なども地域協力の課題であり、本憲章案でより扱うべき課題となろう。

次に、保護主義への対処とその管理が必要となるであろう。現在、世界各国で保護主義が台頭する可能性がある。これらを防ぐためにも地域主義は重要であろう。「東アジア共

同体憲章案」にも、より盛り込まれる課題となろう.

そして上述の課題とも関係するが、世界金融危機の中で、世界経済管理と地域的経済管理が更に必要となるであろう。東アジア地域経済協力を含め地域主義は、世界経済管理の一端を担う。世界経済管理をどのように行うか、そして地域的経済管理をどのように行うかという課題である。

V. おわりに一今後の地域主義研究に向けて一

本論は、『東アジア共同体憲章案』を、その「東アジア共同体憲章案」を中心に評価した。また、「東アジア共同体憲章案」を巡る現在の論点を提示した。本論の最後に、これまでの CREP での研究と『東アジア共同体憲章案』を踏まえて、今後の地域主義研究の方法や方向について、筆者自身の課題に即していくつか述べておきたい。 CREP の活動は、今後の地域主義研究の方法と方向を考える良き機会を与えてくれたからである。

第1に、世界経済全体の構造変化の中に ASEAN や東アジアの地域主義を位置づけて 把握していくことが不可欠と考えている。経済活動はそもそも世界的であり世界市場において完結する。そして世界経済は不断の歴史的な変化を続けている。世界経済の構造変化を把握し、その中に ASEAN や東アジアの地域主義を位置づけて把握しなければならない 19 . たとえば ASEAN に関しては、ASEAN はどのように世界経済の構造変化に対応していくことができるか、あるいは自ら変化を創造することができるか、どのような形の協力・統合へ向かうのか、加盟各国と地域の経済発展と工業化を支援できるか、果たしていかなる国際公共財を提供できるか、あるいは世界経済管理に貢献できるのか、などを論じなければならないであろう。

第2に、地域主義を把握する際に、実際の活動主体の把握が重要と考える。地域主義を捉える際には、理論化を含めた抽象化の面と実態面の両面の把握が不可欠であり、実態把握の際には、政府や企業あるいは市民の活動の把握が重要である。筆者の課題では、政府や地域協力体の政策とともに、経済活動を担う企業の活動の把握等が肝要となる。

第3に、地域主義や統合を研究する際には、政治、経済、歴史の領域を越えた共同作業が重要と考える。更に、今回の CREP の研究において、法が制度を把握する上でまた制度を構築する上で重要な基盤であることを理解した。地域主義・統合の研究の際には、政治、経済、歴史、法の領域を越えた、総合的な社会科学による研究が必要であろう。

¹⁹⁾ この点に関しては、清水 (2008c) を参照されたい.

第4に、同時に、地域間の比較が、地域主義の分析に大きな力となると考える。東アジアの地域主義とヨーロッパの地域主義あるいはアメリカの地域主義との比較である。 CREPの研究は、領域を越えた地域主義研究であり、かつ地域間の比較研究でもあり、大変有意義なものであった。

さて最後に、CREPの最終セミナーでも議論となった、今回のCREPの地域主義の比較研究プロジェクトの次の課題についてであるが、現在の世界金融危機後の東アジア地域主義の可能性を研究していきたいと考える。現在の世界金融危機によって世界経済と東アジアは、新たな段階に入ったと言える。アメリカが過剰な消費により大きな最終需要を提供することは最早不可能であろう。最終需要の大きな部分をアメリカ市場に依存して発展してきた東アジア諸国の発展は、大きな転換点に立つ。このような世界金融危機後の世界経済と東アジア経済の構造の把握を行い、その中での東アジア地域主義の可能性を探ることを次の課題としたい。

参考文献

中村民雄・須網隆夫・臼井陽一郎・佐藤義明 (2008) 『東アジア共同体憲章案:実現可能な未来を開くための議 論のために』昭和堂.

ASEAN Secretariat (2008a), ASEAN Charter, Jakarta.

ASEAN Secretariat (2008b), ASEAN Economic Community Blueprint, Jakarta.

ASEAN ISIS (2003), Towards an ASEAN Economic Community, Jakarta.

EPG (2006), Report of the Eminent Persons Group (EPG) on the ASEAN Charter, Jakarta.

Hew, D. (ed.) (2005), Roadmap to an ASEAN Economic Community, Institute of Southeast Asian Studies (ISEAS), Singapore.

Hew, D. (ed.) (2007), Brick by Brick: the Building of an ASEAN Economic Community, ISEAS, Singapore.

Nakamura, T. (ed.) (2009), East Asian Regionalism from a Legal Perspective: Current Features and a Vision for the Future, Routledge, London.

Severino, R. C. (ed.) (2005), Framing the ASEAN Charter, ISEAS, Singapore.

Severino, R. C. (2006), Southeast Asia in Search of an ASEAN Community, ISEAS, Singapore.

Shimizu, K. (2009), "East Asian Regional Economic Cooperation and FTA: Deepening of Intra-ASEAN Economic Cooperation and Expansion throughout East Asia" in Nakamura, T. (2009).

石川幸一・清水一史・助川成也編(2009)『ASEAN 経済共同体』日本貿易振興機構(JETRO).

佐々木降生・中村研一編(1994)『ヨーロッパ統合の脱神話化』ミネルヴァ書房.

中村民雄・須網隆夫・佐藤義明(2007)『東アジア憲章案』 CREP Discussion Paper No.20, 東京大学社会科学研究所.

中村民雄・須網隆夫・佐藤義明・臼井陽一郎(2007)『東アジア共同体憲章案(英和対照版)』*CREP Discussion Paper No.22*,東京大学社会科学研究所.

中村民雄・佐藤義明・清水一史・関沢洋一(2007)『ASEAN 憲章の評価』*CREP Discussion Paper No.23*,東京大学社会科学研究所.

山影進(1997)『ASEAN パワー』東京大学出版会.

山影進(2008)「新 ASEAN の課題と日本」『アジアの課題と日本』(NIRA モノグラフシリーズ).

清水一史(1998)『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房.

清水一史(2008a)「東アジアの地域経済協力と FTA」,高原明生・田村慶子・佐藤幸人編・アジア政経学会監修 (2008)『現代アジア研究 1:越境』慶応義塾大学出版会. 清水一史(2008b)「東アジア地域経済協力と ASEAN 憲章」,『韓国経済研究』第8巻. 清水一史(2008c)「世界経済の構造変化と ASEAN」,『経済学研究』(北海道大学), 58巻3号.